

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会  
(第12回)

平成20年1月31日(木)  
9:31～11:20  
総理大臣官邸3階南会議室

内閣官房 行政改革推進室

午前9時31分 開会

○岡村座長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第12回公務員制度の総合的な改革に関する懇談会を開催させていただきます。

お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

なお、本日は岩田委員と小島委員が所用により欠席をされております。

ここでカメラの方が退室しますので、少々お待ちください。

(報道関係者退室)

○岡村座長 それでは、本日は本懇談会の最終報告書を確認いただくということで入らせていただきたいと思います。前回の会合におきまして、報告書の素案についてご議論いただきました。そこで委員の方々のご意見をもとにいたしまして、私の責任でさらに資料1のように修正をいたしまして、報告書(案)の作成をいたしました。また、報告書の内容を簡略化した資料も添付いたしております。

また、本日ご欠席の岩田委員、小島委員からもご意見が提出されていますので、資料4として配付しております。

報告書(案)につきましては1月29日、やや押し迫ってございましたけれども、既に委員の方々にお送りいたしまして、ごらんいただいているところでございますが、その後、さらに若干の修正を加えておりますので、私の方からご説明を申し上げます。私自身は今日ご確認いただきたい点は4点ほどあると思っておりますので、さらっとチェックをしていただきながらご確認をいただければと思います。

それでは、「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書(案)の資料1、いわゆる修正見え消しという部分がございますが、これの方がわかりやすいと思っておりますので、まずこれを少し見ていただきたいと思います。

基本的に見え消しがわかるようになっておりますのは、青字の部分は既に1月29日に皆様方にお届けした内容で訂正済みでございます。これは皆様改めて今日ご確認いただくという程度にさせていただいて、赤字の部分が昨日、一昨日に、いろいろなご意見も踏まえながら若干修正を加えたものでございます。先ほど問題提起が4つほどであると申し上げたのは、そういう点でございますので、ご確認いただきたいと思います。

まずめくっていただきまして、1ページ目は変更ございません。

それから、2ページ目の頭、「人事行政」というのを「人事管理」に置きかえておりますが、これは一元管理機関ということと言葉を合わせたということで文言の修正でございます。

それから、赤字だけ追ってまいりますけれども、「政務官」のところに「大臣」とつけておりますが、これは正式名称で「大臣政務官」と呼ばれているということでございます。

それから、②のところ「協議の末」となっておりますのを、「協議の上」と変更しております。

それから、「総理大臣」には「内閣」をつけるということでございますので、「内閣総理大臣」とさせていただきます。

それから、3行目で少し文章をいじっておりますが、これは文章をわかりやすく、最終的には「高度の専門知識や経験年数才能を持つ人材を任用する」ということで、その前の言葉を置きかえただけでございます。基本的に意味合いについては全く変更ございません。「大臣政務官」というところも同じでございます。

それから、人事権の確立のところ「政務スタッフ」と書いて「秘書官」を消してございます。実は前回「政務秘書官」でお出しいたしましたが、「秘書官」という言葉は現在の秘書官と混同するおそれがあるのではないかとということです。必ずしも名案ではないかもしれませんが、とりあえず「政務スタッフ」と、ここでは置きかえさせていただきます。これが冒頭で申し上げました今日ご審議いただきたい点の第1点でございますので、ご記憶いただければと思います。

それから3ページ目は、これも事務的な話でございますが、ご指摘をいただきました。「大学院卒業者」ではなく、「大学卒業（予定）者」が受験をするわけなので、「（予定）」、「（予定）」、「（予定）」と3つ入れております。

それから、4ページ目の一番下でございますけれども、「超過勤務」という呼び方ではなく、「残業時間」が正しいということなものですから、「残業時間の短縮」と置きかえております。

それから、5ページ目でございますが、（4）の1）の①、ここは「政策の企画立案と業務執行の両面」ということで、「行政」という言葉は、「企画立案」と「業務執行」の、両方にかかりますので、ここは「政策の企画立案と業務執行」と置きかえております。

それから、②の「幹部職員」、それから③の頭の「幹部職員」というのは、これは頭の「幹部職員」と合わせたて言葉の統一をとりました。

それから、「執行業務」というのは先ほど申し上げた「政策」と「執行」とに分けたという意味でございますので、字句を修正させていただきます。

それから、同じく③の「情報の秘匿、または操作に罪悪感を持っているか」ということに対して、「情報を秘匿し、または操作すること」のように、動詞として使った方が的確ではないかということで変更しております。意味は全く変わっておりません。

それから、5ページ目の一番下に、前回のご意見で「総合職試験採用者は、原則として幹部候補育成課程に在籍する云々」というところのご意見があつて削除したわけですが、小島委員の方から、総合職のインセンティブという意味で、もう一度これを復活してほしいというご意見がありましたので、論点の第2番目としてご記憶いただければと思います。後ほどご意見を伺いたいと思います。

それから、6ページ目の赤字の部分、下から7行目ぐらいに、「その比率を」というのを書いてございますが、これは「（再掲）」とございますように、3ページ目の1行目に既にこの文言を入れております。その文言と統一をしたという意味で、その比率を段階的

に拡大するという事です。文言をそろえたということで他意は全くございません。

それから7ページ目は、これも言葉を合わせたということでございますが、4)の「専門性の育成と選抜」というのを「専門職」ということで、以下の①から⑤までのパラグラフに対応した文字の訂正でございます。

それから、「総理大臣」の前に「内閣総理大臣」をつけたというのが5)でございます。

それから、8ページ目にまいります。この紙上では出ておりませんが、屋山委員から皆様方にもお手紙が届いていると思います。(3)の③の後の④に「既に退職した公務員を含め、職責を果たさなかったことに対する責任追求及び方策を確立する」ということを追加するべきであるというご意見が出されております。

そこで、これが論点の3番目でございます。なぜここを省いたかということについては、後でご意見いただければと思いますけれども、既に国家賠償法の中で国から公務員個人への求償を求める手続が法律上記されていて、ただ要件として、違法、もしくは故意、重過失に対しては、国民が国をまず訴えて、国が損害賠償を支払うことになるわけですが、それを今度は国が個人に求償するという意味で、違法性、あるいは故意、あるいは重過失の場合には個人に対する請求ができるということです。それからもう一つ、既に退職した方の退職金を返納させる仕組みを今、総務省の方で検討中であるということもございました。一応、その2つの理由がございます、ここに入るのが適切かどうかということについては、私自身は少し疑問がありましたので、ここからは省いております。もう一度、皆様でご議論をいただくことにさせていただければと思います。

それから、④で「BPR」と書いてあるのも非常にわかりにくい言葉なので、「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」ということで、これも英語でありますけれども、改めてこういうふうに加えさせていただきました。

それから、9ページ目は変更ございません。

それから、10ページ目の頭でございますが、「官民人事交流法」と前回、言っておりましたが、これは法律の名称としては正しくないということで、正式名称は「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」ということでございますので、正しい法律名称に置きかえたということでございます。

それから、11ページ目も特に問題ございませんが、「実現される必要がある」ということで文章を変えただけでございます。

それから、真ん中からやや下の「内閣総理大臣」は、「総理大臣」の前に「内閣」をつけております。

それから、12ページ目に入りまして、これも赤字がございませんが、前回議論がございまして、「内閣人事庁の創設」の2行目の「一元管理等を行う機関として」というところに「団体交渉」という言葉を入れるか入れないかという議論がございました。前回はこのままで議論が終わっておりますので、これは省いておりますが、高木委員の方から特にこの件についてのご発言があらうかと思っております。

省いた理由というのは、この間のご議論でもございますように、労働基本権がもう既にここで認められているという印象を与えてしまう可能性があるので、あえて「団体交渉」を外したということと、(2)の「労働基本権」の一番下のところでありますが、ここに「専門調査会の報告を尊重する」ことをはっきりうたうことによって、その分はカバーしているということで、ここでは省いております。これも論点の4番目とさせていただきたいと思います。

それから、論点が4つと言いましたが、5つでした。すみません。

最後のページ、13ページでございますが、時間軸の設定というところで、今日ご欠席ですが、岩田委員からご意見が出ておまして、下から2行目の「平成23年の通常国会に提出し」というのを、ここに「遅くとも」という言葉を入れるべきではないか。その間にできることもあるのではないか。それから、「遅くとも5年以内に改革を実施する」と、これは「遅くとも」というのは入っておりましたけれども、「平成23年」の前にも「遅くとも」という言葉を入れたら良いのではないかというお話がございました。

以上、今申し上げましたように5点ほど私自身としてはご意見を承りたいと思っております。そのほかにいろいろご意見あろうかと思いますが、まずその5点について先にお話を進めさせていただいた後に総合的なお話をさせていただければと思います。

それでは繰り返しで恐縮でございますが、2ページ目の「政務秘書官」という言葉と現在の秘書官とが混同している意味で、名前を変えるべきか否かということでございます。ご意見を承ればと思いますが、いかがでございましょうか。

○屋山委員 正式の名前にするんだと横文字じゃない方がいいと思うんです。何かほかの呼び方はないですか。官邸の職員の呼び方に横文字が初めから入っておるというのも。

○岡村座長 そうですね。

○堺屋委員 前の「国家戦略スタッフ」という文字があるわけです。これと並ぶんですが、ちょっと国家戦略スタッフと違い過ぎるので、同じ名前をつけるのはいかがなものかという気がします。

それと、現にいる秘書官はそのまま残るわけですね、これでは。

○岡村座長 そういうことですね。

○堺屋委員 そういうことですね。そうすると、現に残る秘書官と前歴や実績にかかわらず大臣が幅広い人材から自由に任免する、これの扱いはどういふぐあいに区分して考えたらいいですか。

現在、政務秘書官は比較的自由に大臣が選んでおられるわけですね。

秘書官とスタッフとは仕事が違うわけですか。

○岡村座長 そういうことですね。英語では、横文字ではない何か適切な言葉があればおさまりやすいと思いますが、

事務局で過去の例から何かありますか。

○株丹行政改革推進室次長 事実関係だけ申し上げますと、今政務秘書官というふうに、

ここではずっと呼んでいたんですが、言葉としてございますのが単に秘書官というふうに呼んでございまして、その方が今ここで議論になっている政務秘書官という感じで非常に大臣に近い方が就任をされると。ちなみに、公務員として勤務していた者が俗に秘書官というふうに呼んでございますが、これは正式に言うと秘書官事務取扱ということで呼んでおります。

それから、あと言葉としてございますのは、内閣の方になりますと、内閣総理大臣補佐官という存在は今でもある、これは非常に高いレベルで総理大臣の命を受けて、総理大臣に意見を具申をしたりするというので、それとの紛れ等の関係もあるかもしれませんが、補佐官というのが使われるというケースはございます。

あとは、通常的一般職の公務員でいきますと、審議官とか参事官とかそういう存在というのはありますが、これだとかなりイメージが今の一般職の公務員に近付いてしまうのかなというふうには思います。

あとスタッフという片仮名でいくと国家戦略スタッフも同じなもので、そこでかえってまとまりらしくなるのかもしれませんが、そういうところで、余り私も妙案というのではないんですが。

○堺屋委員 いいんじゃないんですか。

○岡村座長 ここは、このままでよろしゅうございますか。「政務スタッフ」ということで。

それでは、このまま使わせていただくことにして、ご了解いただいたことにさせていただきます。

ありがとうございました。

それから、次は、2点目でございます。5ページ目の最終行、2行でございます。小島委員の意見書をごらんいただくとおわかりいただけると思いますが、前回は一般職、専門職も選抜されることもあり得るということで、「総合職採用者は、原則として幹部候補育成課程に在籍する」という言葉を省いたのですが、やはり総合職に対するインセンティブを、復活してもらった方がいいのではないかというご意見が今出されております。

○堺屋委員 これはかなり根幹にかかわる問題で、1つは「原則としてこれに在籍する」ということになりますと、そして、その後の「勤務の劣る者」というのは、かなり少数者という感じが出ます。だから、かなり根幹にかかわる問題ですが。私は後半の文言で十分だと思ったので、前回申し上げたんですが。皆さんのご意見を。

○岡村座長 どうぞ。

○田中委員 小島さんの意見は私は非常に大事だと思います。

この前の修正後の文章を読みますと、①の2段目のところで、一般職試験、専門職試験採用者は書いてありますが、冒頭のところは総合職か何かわからないんですね。幹部候補育成課程への選抜を言っているだけで、総合職という言葉は一つも出てこない。だから、後から読んでこの冒頭が総合職のことを指しておるとは必ずしも言えない。全体をカバー

しているような感じなので。私は小島さんの意見をとれる範囲で皆さんの知恵で何か出していただいた方がインセンティブを与えるうえからもよいのではないかと。せっかく難しい試験をクリアしてきたということは評価はしてあげた方がいいのではないかと気がいたします。

○岡村座長 どうぞ。

○佐々木委員 そのようなご意見はわからないわけではないですが、前回いろいろ検討の末ご提案いただいたような文章で取りまとめをした経緯があります。これはおっしゃるようにいろいろな文章を書いて皆さんの納得を得るところまでいくというのもなかなか難しいということが恐らくあって、原案のような形になったのではないかと私は推察しておりますので、私は原案でいってもらいたいというふうに思います。

小島委員、それから岩田委員も、小島委員のご意見はわかっているんですけども、またこれをかなり書きかえるとなると、なかなか簡単にはいかないのではないかと、それほど重要な論点であるから、これを今日大幅に変えるということについては賛成いたしかねるというのが私の意見です。

○岡村座長 ありがとうございます。

○屋山委員 小島さんの生かしたいところは、「(2年～5年)」というそこなんですかね。

○岡村座長 むしろ、「総合職」。「総合職は、原則として幹部候補育成課程に在籍する」ということを強調というか、はっきり目に見える。

○屋山委員 でも、だめな人は外れるというわけでしょ。

○岡村座長 もちろん、そういうことです。

○屋山委員 それは前のこれ見ても、「働きぶりを評価して行う」ということでわかるんじゃないんですか。

○堺屋委員 もしこれを生かすとしたら、「原則として在籍する」というのを、「原則として」をやめて、幹部候補育成課程に総合職試験合格者で幹部候補育成課程に在籍する者も落ちただけを書いたらできるかもしれません。これは確かに、私も受験する者の立場として考えますと、何か全然ないのは不安だという気はするんです。だけど原則としてと書かれると、理屈の面で完全にみんな入っちゃうと、よっぽど悪の人が落ちるとような印象になってもキャリア制度の温存という感じになりますので。総合職と採用者で幹部、原則を外して幹部候補育成課程に在籍する者も勤務状態の劣る者はじゃく、勤務状態によるとぐらいで続けたら双方の趣旨は通ると思いますが、いかがですか。

○岡村座長 それいいですね。

○高木委員 これは、全体的なトーンにもかかわる。幹部職員、いわゆるキャリアの人たちのことを主として論じている公務員制度改革論になっているという読み方をされる人が非常に多いと思う。総合職となる者は、要は今のI種試験の合格者用の、単にイメージを若干いじっただけという読み方をせざるを得ないという印象を持っている。一般職公務

員のごことはほとんど触れていないのですから。だから、幹部公務員制度にもつばらという印象が強いので、私はこの部分を消したままでいいと思います。

○岡村座長 キャリア制度を廃止するという意味は、かなり後段の選抜、育成、登用のところできかすような論調になっているのですね、これは。ですから、入口のところはやはり幹部候補生としてとるということは、大事なことだと思うのです。

先ほどの堺屋委員のご提案についてはいかがでしょう。

○田中委員 私は堺屋さんの提案に、文章を練ってもらわなければいかんとは思いますが、賛成です。

○岡村座長 よろしいですか。

○屋山委員 私も賛成です。

○岡村座長 ありがとうございます。

先生よろしいですか。

○江口委員 賛成です。

○高木委員 少なくとも私の意見としては、反対です。ここで多数決をとってくださいという話にはならないでしょうから、皆さんが、そうだというならしようがありませんが。

○岡村座長 わかりました。

佐々木委員。

○佐々木委員 私も彼と同じような意見を持ちますというか、あるいは全体としてどういうふうには読まれるのかなということにかかわりますから、これを動かすということはかなり重要なことだと思いますので、簡単に賛成しかねるというのが私の立場です。

○岡村座長 それでは、結果として考えた場合にはほとんど同じことをここで言っているということになりますので、これはお許しいただければ、先ほどの堺屋先生のお話の修正ということにさせていただきたいと思います。

○屋山委員 高木さんのおっしゃったのは、次のページに一般職のことが書いてあって、この人たちが幹部候補生に選抜されるということが書いてあるんでいいんじゃないかと思うんですが。

○高木委員 屋山さん、私が申し上げたのは、全体的に高級幹部職員論になっているということなんです。

○岡村座長 それじゃ、座長にお任せいただくことでご了解いただけますでしょうか。

○屋山委員 はい。

○岡村座長 ありがとうございます。

○堺屋委員 7ページの5)の①なんですけれども、少し議論を蒸し返すようですが、青の字で「内閣官房等」と入っているんですが、この「等」はどういう意味かというのが少し気になります。「内閣官房等」、これ総理大臣であれば下の等を消しましたから内閣官房のほかに。総理大臣の補佐役が内閣官房等と、以外にいるとしたらどういう状態かというのがよくわからない。



○岡村座長 内閣府という意味合いですかね。

○堺屋委員 専門機関、例えば防衛庁であるとか在外公館であるとか、そういうところにいることがあるのかどうかということです。ちょっと気になるんです。

○田中委員 さっきの論点を先に言ってよろしいでしょうか。ほかにもあるんですけれども。

○岡村座長 それでは、8ページ目でさきほど間違えてご連絡してしまいましたが、「職業倫理の確立」のところ屋山委員からご指摘があったところです。この④に既に退職した公務員を含め、職責を果たさなかったことに対する責任追求の方策を確立すると、これ入れたらどうだろうかというご提案がありました。

ここに、あえてこれを追加しなかったのは、先程、申し上げたような既存の法律と既存の制度の中で、そのような体制ができていますので、あえて書く必要があるのだろうかという疑問がありましたので、書かなかったということだけでございます。ご意見をいただいた上で確認をさせていただきたいと思います。

○屋山委員 これは、これからそういう議論をすれば時間がかかるから間に合わないとかというんじゃなくて、やはり遡及して、いわゆる罰せられるような制度を検討しろとか、そういうことをここで言って、これから検討するというのでいいんじゃないかと思うんですがね。あんまりにひどいと思うんですよね。

たまたま肝炎の問題の人が、舛添さんが業界団体の理事長か何かやっている人を首にしたのか、その人が自分でやめたのか知らないけれども、要するに、役所の人事の一環としてそういうところに行っているわけですね。だから、処罰する権限をきちっと持たせるとか、それから、例えばこれは今度200億、肝炎で払うことになりますけれども、もし株主代表訴訟だったら、会社が払ったと。その200億円については重役は払うと。きのうだかおとといだか、61億円払えというのが出ましたよね。だから、退職官僚について60億出せというようなことは無理だろうけれども、しかし出せるだけ出せというのは当たり前じゃないですかね。

それから、そういうことをやると、びびって仕事にならないと。こういう人がいるんだけれども、だけれども、それじゃ不作為ならいいのかという話ですよ。今度の場合だって、私は明らかに不作為だと思うんですけれどもね。だから要するに、やはり処罰、さかのぼって処罰するという法律を検討しろという程度は入れておいていただきたいと、こう思うんですよね。

○岡村座長 どうぞ、この辺はいろいろご意見があるところなので。

○高木委員 株主代表訴訟と同じような論理で過去にさかのぼって、例えば不作為まで問うなんていうことが、ロジックとして成り立つのか。特に処分、懲戒なんていうことにかかわるようだと、罪刑法定主義まで言うつもりはありませんが、そんなことも含めてできるのか。そういうことになれば、立法府との関係と行政府との関係はどういう整理になるのか。政治家の立法府の不作為はどうなるのか。そういう論理的なロジックが必要であり、

屋山さんのお気持ちはわかるころはあるが、暗にさかのぼって不作為だからどうだというのには問題があるのではないか。副大臣いかがですか、政治家のお立場で。

○山本副大臣 私らの場合は、選挙という洗礼がありますので、多少それは中身は、国会議員の場合はちょっと違うかなという感じはいたしますけれども。

○屋山委員 そうなんでしょうね。

○田中委員 不作為という場合に、法律上各行政機関に仕事が決められておっても、行政を監視するというんですか、チェックするのは議会でありますから、議会の責任はどうなるのかという問題も、もう一つあるわけですよ。

特に不作為、例えば昭和三五、六年だと、サリドマイドの事件で、日本の措置はアメリカに2年以上おくれた。日本は厚生省が放置していたということですね。これも薬害なんですけど、そういう場合に、ではその担当の局長が悪いのか、外国の状況は行政しか責任がなく国会議員は責任ないのかと、こういう話になってくると、どこまで行政の担当者に責任をとらせるか。ご主張はわかるけれども、後からけしからんじゃないかということがあるんだけど、非常に難しい問題であることは事実です。

今回の年金の問題でも、元検事総長が担当されても、結局責任者はわからないということでしょう。だから、そこら辺は本当におっしゃる気持ちはわかりますけれども、難しいなと思います。

○戸井田政務官 大抵、過去のことを今からさかのぼって検証するというのは、批判するのは簡単にできるんですけども、その時点でもって、本当に的確な判断だったのかとか、そういうことの検証を、その時点でもってできるものでもないし、そのとき多分、最良と思われる判断で選択しているんだらうと思うんですよ。過去の株価を評論することはできるけれども、ではこれからその株価がどう動くんだということになったときに、それと一緒にたにするのはよくないのかもわかりませんが、なかなかその当時の環境というものすべてがそれに絡んできていることを考えたら、そこで簡単に結論を出せるんだらうかという部分はあると思うんですよ。

○屋山委員 今ここで罰する制度をつくれと、こういうんじゃないかと、そういうことにさかのぼって、いわゆる施策を、失政を追求することができるのかどうか検討しろという一文を入れておけば、議論にはなると思うんですよ。今度それで議論で、それは無理だということになれば、それはそれでいいので。

○堺屋委員 行政的なこと、例えば名誉棄脱というのは行政的なことでできるんですね。その損害賠償というようところで、やはり裁判にかかりますね。だから、実証できるかどうかは裁判で争うという手はあるんですが、行政として行える名誉棄脱みたいなことは書いてもいいかもしれないと思うんですが、損害賠償になると、そういう今ある法律を改正しろと書くかどうかですね。懲戒処分ははっきりした、これは行政処分ですが、損害賠償と刑事罰は、明らかに裁判……。

○田中委員 例えば屋山さん、こんな場合どう判断するのですかね。

例えば私が直接タッチした問題で、道路公団の民営化というのがありましたね。明らかに民営化でないものを民営化とって、そのうちにボロが出てきますけれども、そういう政策決定をした、行政がそれを押し通してきたと。しかも、その人が代議士になっている。こういう話というのはこの際どう思われますか。

○屋山委員 だけれども、エイズのときに、あの課長さん結局有罪になりましたよね。

○田中委員 課長でとまったのは、そうなのかねという気がします。権限は局長、大臣に留保されていますから。

○屋山委員 いや、今度だって薬害局長だったのが、解雇なのか辞任なのかわからないけれども。要するに、外されましたよね。あれは舛添さんの権限で、そういうのもできるようになっているのかどうか、わからないんだけど。

○堺屋委員 担当の移動とかというのはできますよね、移動は。その次、懲戒ができるかどうか。それから、過去にさかのぼって名誉棄脱ができるかどうか。あとは国家賠償法か何かの範囲で、やはり裁判だと思うから、これはこことはちょっと違うと思うんですね。だから、名誉棄脱と懲戒処分ですね、残りは。ここで言及するとしたら、どんな表現があり得るかという、かなり難しいんですよ。

○岡村座長 後で出てきます。その後すぐに出てきますが、「評価と処罰」というところがありまして、ここでは、現状で判断できる業績については、はっきりと給与に反映させるとうたっているわけですから、その人のパフォーマンスについての評価が、一応この(3)でなされるということです。

それから、懲戒処分というのは、当然、省内の規定によって懲戒があると思います。

それからもう一つ、国家賠償法で、個人に対する求償の仕組みがあるということです。問題は、どうなのでしょう。そういう求償する仕組みが使われていないというところが問題で、制度自身に問題があるわけではないという気がするものですから。

○田中委員 厳格に。

○岡村座長 ええ。

○堺屋委員 それとどこまで過去にさかのぼるかなんですよ。ずっと後になってから悪かったとわかったとき、例えば3年とか、それでこの退職者に対してどうかと。屋山さんがおっしゃっている問題はあるんですが、ここでどういうふうな文章にしたらいいかという、ちょっと難しいですね。

○佐々木委員 やはりルール上の難しさの問題と、ルール自体の運用というのか、実行がどのような形でなされ得るのか、あるいはなされているのかという話がやはり違うと思います。私は少なくとも後の点について、何か明確にもうちょっと強く明示するというような、何もそれをどんどんやれという意味じゃないんだけど、何もないみたいに見えるというのは非常にまずいわけですから、国賠法であれ何であれ、それはやはりきっちり、どこかが緊張感を持って、それをやはり一定の時間の中で実行して国民の納得を得るのが、まずはなすべきことではないかなと、そんなふうに思いますので、そのような趣

旨がもし盛り込まれるようであれば、私は文章を改めることには賛成いたします。

○屋山委員 信賞必罰というのがあったような……。

○佐々木委員 この信賞必罰とか何か、そういう抽象的というか、だれも文句言えないけれども、何言っているかわからないような言葉だけではどうかという気持ちは大変よくわかる。何かそこをもうちょっと、さっき座長が言われたような手続も含めて何か書けないかなというのが、私の意見です。

○岡村座長 そうすると、(2)の②番のほうを補強します。「倫理観に根本を置く公正な人事評価システムを構築し、信賞必罰の原則を徹底する」ということを、ここではっきり言ったわけですね。

○屋山委員 この信賞必罰が有名無実化していると。そういう認識を入れておいたらどうですか、現状では。

○江口委員 ここの(2)の職業倫理の確立というところですけども、余りにもあっさり、3行で済まされているというような感じがする。例えば倫理観というけれども、強い倫理観はこの場合に何を、使命感は定義があるんですね。国のことを第一に考えて行動する使命感。強い倫理観の倫理観は、どんな倫理観か。それから、あるいはまた信賞必罰というけれども、信賞必罰の原則というのは何なのかとか、非常にこのところはあっさりしていると。これは全体として公務員の人たちの、これやっちゃいけない、あれやっちゃいけないという、これを一つの制約、制限というか、そういうことだと思いますけれども、私は経営者の立場から考えれば、罰も必要ですけども、賞も必要ということで、賞のほうをどういうふうに罰と同じ程度に表現を列記していくかということも、やはり必要ではないだろうかという気がするわけです。

座長も経営者ですからおわかりになると思いますけれども、罰を並べ立てて経営を行うということとはできない、人材、人が動くということとはできないわけで、そうすると、このあたりの職業倫理の確立というところを、もっと極端に言うならば、官僚に対する表彰制度とか、何かそういうようなものも、それは勤務評定で給料でやるんだということもありますけれども、それだけではない、何か賞のほうもやはり充実しておく必要があるのではないだろうか。

だから、幾ら罰のほうとか、あるいはまたこういう細目を決めても、完璧な細目は文字ですから書き記すことはできないということは、必ず抜け道とか、必ずかごの目の穴ができてしまうということになるわけですね。どんなに100ページ使おうが200ページ使おうが、やはりなし崩しとか、そういうようなものが見つかってくるので、それはけしからんじゃなくて、そういうものを探るのが人情ですから、そういうことを考えると、罰はもちろん、ここの項目もこういうことを書いておかなきゃいけないと思いますけれども、もっと職業倫理のところでもう少し、何か官僚の人たちがみずから率先してやる気を出すような、そういうふうなことも、やはり付け加えておくというのは、経営者の立場から言えば、信賞必罰というのは本当にそういうふうなことだと。

したがって、この倫理観の意味合いとか信賞必罰が、いわゆるここでは中途半端な表現になっているんじゃないだろうかという感じはするということです。こういうのは、会社で言えば、罰則とか、こういうことを決めるということも大事ですけども、前から私一貫して申し上げていますが、官僚の人たちの意識革新というものが一番大事で、要するに100回100罰するよりも、やはりやる気を出させるというか、倫理観というか何かそういう、使命感を持って、そして常に反人間的なことはやらないとか、あるいはまた不正なことはやらないとか不祥事はやらないとかというような、そういう意識をどういうふうに高めるかということのほうが、やはり求められるということじゃないかというふうに思います。

全体としてはいいですけども、何かこのところが、私としては簡略過ぎるんじゃないかなというような感じがしているということです。

○岡村座長 江口さんのご意見をさらに敷衍すると、11ページの「給与体系の抜本的な改革」の、上から4行目に、「同時に、優秀な公務員が公務に止まり、また、優秀な民間人が公務に入ってくるようにするためには、それらの者にとって、魅力ある処遇が実現されることが必要である」とあります。初任給が必要であり云々、役職に応じた役職手当を導入。そういうことで、インセンティブはむしろ給与体系のほうでできさせているのですよね。

○江口委員 私が言いたいのは、給与体系だけ、給与を高く出せばいいというだけの問題ではない。「法三章」で、極端に言えば法は3章でいいと言われているぐらいで、やはりそれよりも法三章にして、官僚の人たちの意識革新をどうするかということもあわせ、この中に入れておかないと、これやっちゃいけない、あれやっちゃいけない、こうすべきだ、ああすべきだという拘束だけでは、何か官僚の人たちのやる気を失って、むしろさらに墮落させるというか、何か穴を見つけよう、穴を見つけようというような、抜け道を見つけよう、抜け道を見つけようというような、そういうことばかり考えるようになるんじゃないかなというふうに思うということです。

○屋山委員 法三章って、官僚ね。勲章をもらおうと、そんなにうれしいんですかね。

この前、ある人と話していたら「おれはここで死んでも勲二等だ」というんだけど、それを聞いて、こいつは本当のばかじゃないかと思ったんです。（笑）だけれども、そんなにうれしいんですか。

○江口委員 私が言っているのは、勲章ということじゃないんですね。勲章ということで、何も会社でもそうですけれども、勲章とかそんなものを与えるわけじゃないですけども、やはりよく頑張ったり何かすると、社長賞を出したり、そういうようなことをやったりするし、表彰状出したり、言ってみれば官僚の中で一生懸命やって、それなりにまじめに国家、国民のために貢献しているというふうに客観的にも第三者機関でもいいですから、そういう人に対して何かやれないと、何かやっちゃいけない、こうしちゃいけない、ああしちゃいけないということになると、もうこれは必死になって官僚の人たちは抜け道探しというか、要するに言いわけ探しばかりする。今の法律をですからね。今の法律で、今の

規定。

○堺屋委員 この答申は、むしろ抜擢人事とか、それからクラスは入った制度が違ってもかえられるとかという意味では、かなりインセンティブというか、活気づける仕掛けはできていると思うんですね。これが素直に実現すれば、実現の段階がどう変わるか、ちょっとそれはわかりませんが、そういう点ではかなり制度としてはインセンティブはついていると思います。

今の屋山先生の提案では、こここのところに（２）の②のところに、「信賞必罰の原則」じゃなしに「原理」で「人事及び国家賠償法の規定を厳格に実行する」というような、そういう表現じゃないかなと。「原則」と書いてあるから、原則ではないと出てくるような……。

○屋山委員 それならいいんですけども、それが無理なら、これから検討しなさいということを入れていただきたいと思います。

○堺屋委員 これは全体が細則まで出てきたものじゃありませんから、いろいろこれから検討して法文化してもらわなきゃいかんところがあるんです。それで、そういう「人事と国家賠償法の規定を厳格に実行する、あるいは適用する」というような文言を入れたらどうですかね。

○屋山委員 いいですよ。

○田中委員 私は「信賞必罰の原則を徹底する」という後に、一言入れてもいいと思います。「原則」は入れておいて、今、堺屋さんがおっしゃったことを。

○江口委員 繰り返してすみません。繰り返して恐縮ですけども、座長に信賞必罰というのは何かということをお聞きしたいんです。信賞必罰の原則は、何を具体的に信賞するんですかね。必罰のほうはわかるんですけどもね。何を信賞するのか。どういう方法で信賞するんですかね。

○岡村座長 信賞そのものは、やはりそういう仕組みの中で、昇給とか、

○堺屋委員 抜擢人事。

○岡村座長 抜擢人事とか、そういうものがあるわけですね。職務給で給与が飛ぶとか、会社でも基本的にはそういうことですよ。必罰というのは、やはり懲戒処分とか民間でもあって、我々の世代は。

○江口委員 罰は、私はもう厳罰主義でいくべきだと思っているんですよ。これは、もう厳罰主義でいいと思います。

○屋山委員 これは上に飛べるようになっているんです。

○岡村座長 追い越すこともできるようになっているという意味からすると、今までのキャリア制度とは全く違った側面を持っているわけですよ。要するに、よく仕事をした人に対してよい待遇と……。

○江口委員 よい待遇ということは給料を高くすることですか。俸給を高くすることですかね。それが信賞ですね。

○岡村座長 そういうことですね、この論調の中ではね。

○江口委員 この論調の中では。

○岡村座長 ただ、だれが競争するとか競争しないとかという話は、また全然、違った、別の話だろうと思います。

○江口委員 それだけで官僚の人たちが満足するのかということと、もう一つは金与えれば官僚の人は一生懸命やるかという問題は、私は残ると思うんですよ。今私が言いたいの、やはりこういうことを決めるのは無意味だとか、そういうことを言っているわけじゃない。こういうことを決めた上で、さらにやはり官僚の人たちが意識を確信して、そして何か高い使命感というか、国家、国民に対する奉仕感を持って、一つのきっちりした、そういう意識を持って、常にそういう意識革新というか、そういうことが給料が安くても意識革新というか、そういうふうなことで企業というのは磨いていくわけで、それと同じようなことが言えるんじゃないかということです。

これで職業倫理の確立、(2)の内容がこれでいいということで、大方の先生がおっしゃれば、別に私はこれに反対しているわけじゃないんですけども、何かやはりこのほかのところ、ずっと読んでいくと、読んでみると、何かいろいろとあれやっちゃいけない、これやっちゃいけないという、それはどんなにも、100万条の項目をつくっても、それは無理ですよということを申し上げたいということだけで、これでいいとおっしゃるんだったら、皆さんがいいとおっしゃるんだったら、これで結構です。これ以上のことは申しません。

○岡村座長 ありがとうございます。

○屋山委員 座長、8ページに飛んじゃったんですが、7ページの「国家戦略スタッフ」のここに、これは国家戦略スタッフ、この項をみんな落っこしちゃえという意見が官邸の中にあるというんですよ。ですから、私は少なくとも、この①のところ、「公務内外から登用する」で切らないで、「仕組みを制度化する必要がある」ということを書いておけば、制度化はしなくちゃいけないという宿題が残るわけですよ。だから、「仕組みを制度化する必要がある」というのを……

○田中委員 それはもっともな話です。しかし、それはそれとして、先ほど、座長が挙げられた論点を先にやって。あなたの提案された問題を今やっているんですから。それはそうなんです。ほかの問題もあることは、皆さんあるので。

○岡村座長 この問題だけ、片づけたと思います。

要するに、「信賞必罰の原則を徹底する」の後ろへ書くのか、③のところの「職務の権限と責任の範囲を明確にし、現行規定の適用の徹底を図る」と。今の8ページの(2)の③の「職務権限と責任の範囲を明確にする」と言っておいて「現行規定の適用の徹底を図る」と。

○江口委員 という文言を入れるわけですね。

○岡村座長 ……という文言を加えて、要するに今、規定はあるわけなので、運用が今…

…。

○田中委員 規定って、ちょっとあいまいになりませんか。要するに、懲罰まで含めて厳正に運用するというご趣旨でしょう、今おっしゃったのは。

○岡村座長 そういうことですね。要するに「責任の追求については」ということですね。

○田中委員 ですから、規定と言った場合に、はっきりわかりますかね。「職務権限と責任の範囲を明確にする」でいいかもわかりませんね。

○岡村座長 責任の追求のあり方。

○田中委員 もう厳正に、要するにさっき堺屋さんがおっしゃった国賠法とか、そういう運用について、的確かつ厳正に適用すると。

○岡村座長 国賠法のほかに、役所の中の懲罰規定というのがあるわけですよ。

○田中委員 等がいますね。

○岡村座長 はい。国賠法あるいは今、懲罰規定のことは何規定と言うのでしょうか。

○株丹行政改革推進室次長 もとは国家公務員法で、一番のものはですね、人事とおっしゃった趣旨は、国家公務員法の中の懲罰というご趣旨かと思います。

○田中委員 倫理法ですね。

○株丹行政改革推進室次長 倫理も、もちろんあろうかと思いますが。

○岡村座長 国家公務員法の的確な運用を……

○田中委員 「的確かつ厳正な運用」でしょう。

○堺屋委員 むしろ、この答申に書いてあることを厳正的にやってくれたらいいんですね。

○岡村座長 そういうことなのですよ。

○堺屋委員 ここに倫理観のあるものが全部書いてあるから。

○岡村座長 言わずもがなというところもあるのですけれどもね。

それでは「現行規定の的確な運用を図る」ということで、おさめさせていただきますか。

○堺屋委員 「本答申の趣旨に基づき現行」というような感じですね。

○岡村座長 はい。

それでは、ひとつ文言についてはお任せいただいて、今のようなご趣旨でさせていただきますことにします。

それでは、論点の4としてご提起申し上げた12ページの団体交渉の話ですね。これは「一元管理等」とさせていただくように提案申し上げますが、高木委員からさらにご意見があれば、お願い致します。

○高木委員 ここを尊重するという表現にさせていただいたのは、本当にありがとうございます。

「内閣人事庁」の創設ということで、いろいろ議論をしてみました。今までの議論の経過からしますと、内閣人事庁は、もちろん人事管理の仕事が大きなウエートを占めるのですが、もう一つは、労使関係、団体交渉、そういうものに対するいわゆる使用



者側機関という、2つのコンセプトを内閣人事庁に込めようじゃないかという議論をずっとしてきたと思っています。座長の骨格にも、あるいは堺屋さんの最初案でもそういう文言がありました。

これを見ると、「使用者機関のあり方について検討する」と書いてあるが、どこで、どういう機関を想定して検討するとかいうことが、全く見えない。そういう意味では、内閣人事庁の一つの機能として、こういう使用者機関としての役割も内閣人事庁は負うんだということを、やはりきちんと書いてほしい。

今の書きぶりだと、「幹部職員の人事の一元化にかかわる選任機関であり」というふうに読まれるおそれがある。これは、お役所の皆さんの長い間の習性かどうか知りませんが、読み方に関する訓詁の学は、もう過去の経験からも、何十冊の辞書になるほどあるという話も聞いていますので、そういう読み方をされても疑義が生じないような表現を、ぜひお願いしたい。人事庁は2つの機能を持ったものとして整理してほしい。

それから、最低でも人事庁の設置法案には、この7番目の(1)と(2)の両者が包含して規定されるべきだというふうに読めるように、ぜひご修正をお願いしたい。

なお、我々はILOに提訴した側ですからあれかもしれませんが、ILOから三度にわたって、この労働基本権問題では勧告をいただいている。その勧告に対して、日本政府は極めて鈍感な対応をしてきたというのが、国際的な評価として定着している。そういうこともあって、労働基本権を議論していただく専門調査会をつくった。つくる前には、小泉総理に当時お願いをした。そういう意味では、このILO勧告について、今ILO結社の自由委員会なり条約勧告委員会から、日本はその後どうなっているのだと言われ、今こういう検討をしている。だから、暫時返事は待ってくれとやってきた状況も一方にあることも、承知いただきたい。

それから、こういう内閣人事庁という機構をつくるなら、いろいろなお仕事を内閣府人事庁で幅広くやっていただくことについて、私は賛成です。ただ焼け太りになったらいかんとか、いろいろなご議論ありますので、その辺は気をつけていただく必要があると思います。

○岡村座長 わかりました。

○堺屋委員 今の高木さんのご意見、まことにものな点があると思うんですが、内閣人事庁の最初の書き出しが、「総合職の」という書き出しでは、全般に見えないところが確かにあります。だから、後のほうの「内閣人事庁は、国家公務員の人事管理について、政府を代表して国民に対し説明責任を負う」というのが、まず第一項じゃないかと。「総合職」から始まるというのは、おっしゃるとおりだというふうに思います。

○岡村座長 順番を入れかえるということですね。

○堺屋委員 そういうことです。

○岡村座長 それで危惧しておりますのは、今の高木委員のご指摘は、「内閣人事庁は人事管理について政府を代表して、国民に対して説明責任を負う」という表現で代弁されて

いるのではないかと思います。それにプラスして、労働基本権の問題で「使用者機関のあり方について検討する」と、いうことに代表されているのではないかと理解をしておりますが。

○田中委員 一言ちょっと。

ここの7のところの書き方が、(1)が内閣人事庁の創設であり、(2)が労働基本権等として独立しているんですね。(2)に書いてあることは、一体だれが尊重し、だれが検討するのかということ、必ずしもそういう意味でははっきりしないですよ。(1)と(2)が独立に書いてあるわけですから。そこら辺はどういうふう考えたほうがいいんでしょうか。つまり、(2)は内閣人事庁が政府を代表して国民に対して責任を負うことの一環であるのか、全く政府の中のほかのところやるのかというあたりがあいまいにしてあって、この全体、この報告ははっきり書いていないところは政府の裁量に任せるということであれば、それは政府が考えるということでもいいんですけれども、この懇談会の趣旨はどこにあるかということ、恐らく高木さんはおっしゃっているんじゃないかという気がします。

○岡村座長 私自身は、高木委員の言われた前者だと思っています。専門調査会は専門調査会で、佐々木座長のもとに答申を出されているわけですから、それをベースにして政治的な判断というのはされるという中で……。

○田中委員 だから、人事庁の仕事ではないと、(2)のほうは。

○岡村座長 それは、要するに政府の決める話だという意味ですね。

○田中委員 そういう理解ですよ。

○岡村座長 はい。

○田中委員 その確認をただけです。それでいいかどうかという議論なんですね。

○岡村座長 そういうことです。

佐々木委員、いかがですか。

○佐々木委員 疑念を申し述べれば、いろいろ疑念は出てくるかなという心配といたしましょうか、そういう議論はあるかなと思うんですけれども、我々の専門調査会の議論の流れからすれば、この(2)の文章というのが多分報告書の流れからすれば、こういう形のものになるのかなというふうに思っております。

どこで何をするのかというようなことまでは、我々の審議会でも、具体的なことは指示しておりません。ただし、そういう機関がないと話にならないということで、そういう使用者としての責任を負う機関を明確につくらなければいけないということを述べているわけであります。

ただ、私個人としては、今までの議論の流れからして、内閣人事庁以外がこれを担当するということは、ほとんど想定できない。先ほどのこの順番をひっくり返したという話もそうですけれども、もし基本権の問題が動き出すならば、内閣人事庁がすべての交渉をやるというわけではないけれども、当然、少なくともある範囲について、そして最高責任担

当部局として位置づけられるはずである。そうであるとすれば、この文章で私はよろしいかなど。専門調査会の筋として言えば思います。

ですから、先ほどのように順番を書きかえていただくということは大変大事なポイントであって、それが含意するところは、第2項についても、第2項がどこか行っちゃってわからなくなるといような趣旨ではないと。少なくとも、機関の問題というつながりで読めるのかなど、こんなふうに先ほどの議論を聞きながら、座長としては思量したところで

○高木委員 今、佐々木先生のおっしゃった専門調査会の議論の延長線も含めての問題だと思うのですが、この書きぶりだと、内閣人事庁の担う役割が後でまた議論になると思います。私は内閣人事庁のいろいろな機能の中の 하나가、政府の使用者性を担保する仕事をすべきと考えますが、内閣人事庁とは別に、何とか対応庁みたいなもの、対応局だか庁ができるのかどうか知りませんが、つくられる可能性がある。けれども、だから少なくとも「使用者機関のあり方について検討する」という文言の書きぶりについて、この使用者機関の設置に関して、内閣人事庁の機能の一環として検討するとか、そういう表現ぶりをやはりしていただく必要がある。

○岡村座長 でも、そうとは書けないのですよね。

○高木委員 どうしてですか。

○岡村座長 いや、専門調査会の報告を尊重するということになっているわけですから、要するに、専門調査会の報告が、労働基本権を与えると確実にそうだということになっていけば、もうこんなことを書く必要もない、尊重するも何もないわけですが……。

○高木委員 専門調査会報告には、非現業の一般職には少なくとも労働協約締結権を与えると書いてある。消防だとか何とかはちょっと待てと書いてありますけれども。

○岡村座長 ただ、政治的な判断に任せるということで尊重するということになっているわけですね。佐々木先生、それでよろしいのですよね。

○佐々木委員 ですから、これはいろいろな要素を含めて検討する余地は残してあります。ただ、何も結論がないということではなくて、今、高木さんが言われたようなことはもちろん基本である。ただ、何分事が事だけに、いろいろな要素を考慮して、これを「慎重に」という言葉もあったと思いますけれども、検討する必要があるということで、その中の一つの項目として、またその基本権の問題とあわせて、この使用者機関の問題を言及していることは、これは事実でございます。

○岡村座長 そうだとすれば、それができたら、こうしようということは、やはり報告案としては書けないのではないかと思います。だから、人事管理について政府を代表して、国民に対して責任を負うという言葉で、それを既に表明しているということです。それで、労働基本権については使用者機関のあり方について検討するとなっているので、そこはやはりそういうふうに読めるという書きぶりになっていると私は理解しているわけです。

○高木委員 岡村さんが、もうそこまでおっしゃるなら、この中に例えば給与体系はこう

せい、何々せいと、労働条件のことがいっぱい書いてあるわけです。いまは、こうしたことを働く人と何の話もしないで、決められる仕組みになっている。よく皆さん「民間並み」と言われるが、ここだけは民間並みで、こっち側は別というのはどうなのか。ちょっとその辺で論議のすりかえといいますか論旨の一貫性のなさを感じる。当事者である働き手の人たちの意見を全く聞かないんですか。民間でそんなことしたら、みんなもちますか。

○堺屋委員 その意味を込めて「国民に対して説明責任を負う」というのが一番頭にきちんと出して項目を立てて、項目は①に立てましたよね。国民に対して、ここで働く人も国民という範囲だろうと思うんですが、「説明責任を負う」というのは、非常に重い表現だと思いますけれども。

○高木委員 国民に対して説明責任は、当然……

○堺屋委員 負わないかんですか。

○高木委員 負わないけませんし。

○堺屋委員 けれども、うやむやではなしに、個々が負うということ。

○高木委員 説明責任だけで、当事者の意見は何も聞かれなくていいのですか。だから、人間が働くということについて、自分の働く条件の決定に一切関与できないままという状態が当たり前ですか。現在、公務員がいろいろな制約を受けていることは、人事院がある部分カバーしている面もあるが。

○岡村座長 今は、これは人事院がカバーするという考えですよ。ですから、今度改めて労働基本権が適用された場合に……

○高木委員 けれども、人事院がカバーすることの限界がいわれている。社会制度的にも国際的な、いろいろな各国の状況を見ても、そういうことになっている。明確に国際的にも判断されているわけで、逆に日本の今の状況のほうが国際的に見たら異常だという判断をいろいろなところでされているわけです。

○岡村座長 よく理解できます。ただ、その言葉を、今、堺屋先生がおっしゃったような説明責任を負うということと専門調査会の報告を尊重するというので、代弁しているとか、高木さんのおっしゃっていることを、決して否定するものでもないし、むしろ積極的に肯定しているという書きぶりだというふうに理解していただけないでしょうか。

○高木委員 そういうふうに、今まで言ったことを全部議事録に書いてください。

○岡村座長 もちろん議事録は公開されています。

○田中委員 公開されているし。

○岡村座長 議事録は全部公開されています。

○田中委員 それから、高木さんがおっしゃったことはもっともな話なんですけれども、国民に対して説明責任を負うという中に、高木さんがおっしゃった手続をとらないと、説明責任を負えないんだらうと思いますね。そういう理解で私はおったんですが。

○堺屋委員 これは確かに、ご指摘のように、こっちを一番大事な仕事にしなきゃいけないですね。

○岡村座長 すみません、よろしいですか。申しわけございません。

それで、最後に論点5として、「平成23年の通常国会に提出し」の前に「遅くとも」という言葉を入れてほしいという、岩田委員のご意見がありました。

○堺屋委員 私は賛成ですけれども、その次の後のほうの「遅くとも」が法案提出から5年と読める可能性があるので、これは「答申のときから5年」と書いたほうがいいんじゃないかなと。

○岡村座長 そういうことですね。

○堺屋委員 こっちのほうの平成23年の頭には「遅くとも」と入れて、それで「法案提出時期から」じゃなしに「答申を受理した日から5年」と、きちっと入れ込むと。そうすると、2、3、5と、こうなるわけです。

○田中委員 「遅くとも」を入れるなら、後の文言上もありますし。それから……

○岡村座長 文言としては何を、どう入れますか。

○堺屋委員 「遅くとも平成23年度の通常国会に提出し、本答申の受理の日から遅くとも5年以内に改革を実施する」。

○田中委員 答申と言っていないから、本報告後5年以内。

○堺屋委員 報告受理後の。

○田中委員 報告を、受理を報告したときから受理ですけれども。

○堺屋委員 報告後。

○田中委員 報告後5年以内でいいんじゃないですか。

○堺屋委員 きょうから5年。

○岡村座長 わかりました。

○田中委員 新しい問題を屋山さんも提起しておられましたけれども、私も全体を読んで、この期に及んでイロハのイからはやりませんが、一つだけどうしても皆さんの賛成を得たいと思うのは、12ページの内閣府人事庁の創設で「国務大臣を長とする」と、こうあるんですが、この人事庁というものの重さを考えたときに、私は、いずれ内閣府に置かれると思うんですね。内閣府に置かれる大臣は、そのときどきによって、非常にすばらしい人も来られれば、そうでもないというんですか、比較のおとなしい方も来られるわけで、必ずしもリーダーシップがふるえるかどうかわからない。しかし、この人事庁というのは、事柄の性格上、非常に重みがなくちゃいけない。そうであるとする、本当は総理大臣なんですが、その代理は官房長官でありますから、内閣官房長官が担当するというこのほうが本当ではないのかなと、こういうふうに思います。

官房長官は忙しくてとてもという、その現実の忙しさの問題はありますが、やはりこういうのは形の上での重みというのが必要であると思いますので、それを私は提案——この期に及んで申し訳ありませんが、このままではちょっと危ないなという気がしたものですから申し上げて、皆さんの意見を聞きたいと思います。

○堺屋委員 私は現実問題として、官房長官のところへ行きますと、官房長官補、副長官

おられているのであれですけれども、官房副長官補などいろいろの人が入って、かえって権限がうやむやになるから、やはり担当大臣をきちんと決めてもらうほうがいいだろうと思うんです。あとは担当大臣がどんな人になるかというのは、総理大臣の人事ですから、大事だと思われたら、ある部門一つ減るとかということだと思えるんですけれどもね。現実問題として、官房長官とかは大変多忙で、官房副長官とずっと下へ回ってしまう可能性がよくありまして、だから、余り重複するのはよくないと。

○田中委員 官房長官が現実に忙しければ、副大臣に、各省の大臣をやったような人を充てるとかということもあります。この六、七年、省庁改革を見ておりまして、やはり官房長官の重みというのは相当なものなので、その下に置かないといけないのではないかと。これはむしろ二橋副長官にお聞きした方がいいのかわかりませんが、私はそういうふうに思います。位置づけ、こうはっきり書きちゃうのはいかがかなという気もしましたが、書くなり官房長官。

こだわりますが、そういう提案で皆さんの意見を一応聞きたいと思います。

○堺屋委員 私は、経験から見て、官房長官のところは大変多忙だし、いろいろな情報が入り過ぎるから、むしろきちんと担当大臣を決めて、総理大臣がこれは大事な仕事と認識していただいて、優良、優秀な大臣をつけていただくのが筋だという気がいたします。別にこだわられません。

○佐々木委員 私は、この原案でよろしいんじゃないかというふうに思います。理由はいろいろありますけれども、実際どういう運用になるかということは、これはこの制度の定着やら仕事の量やら、いろいろなことを考えながらやればいいのであって、少なくとも当初は、これは大変大きな、そして重い、量的にも質的にも大変重い制度づくりを担当することになりますから、最終的には政権の方針でお任せするということは、これは当たり前だということを踏まえた上でよろしいのではないかと。

今ここで「官房長官」と書くのは、田中さんの意見も実質的にはわかるんですけども、ちょっとここにそう書くというのは、何でそう書いたんだということも含めて、私はいきなりそこへ持って行くのはいかがなものかなというふうに思いますので、文章はこのままにされたらよろしいんじゃないかなというふうに思います。

○岡村座長 ありがとうございます。

○屋山委員 さっきちょっと、途中で邪魔しましたが、7ページの国家戦略スタッフのことなんですけれども……

○岡村座長 今のところはよろしいですか。

○屋山委員 今のところはいいです。

○岡村座長 今の議論は。それでは原案どおりにさせていただきます。

○屋山委員 7ページの、このまま、つまり今いるスタッフは国家戦略スタッフだというふうにとらえる人がいると。ですから、この1の最後に「公務内外から登用する仕組みを制度化する」と、それを足しておけば、今の制度とは違うんですよということがはっきり

すると。それから、欲を言えば、その頭に「官僚内閣制から脱却するために、内閣官房において、府省の立場を超えた」云々と、こういうふうになれば、私はこの項目はすっぱり落ちるんじゃないかという、懸念する見方が大体、確実になるんじゃないかと、こう思うんですが。

○岡村座長 ②で「職務権限の範囲や服務規律を明確にする」と言っていますよね、ここで。

○堺屋委員 私は、さっきの「等」だけがちょっと気になっている。「内閣官房等」の「等」は何だと。役所の文章というのは「等」ばかり……。

○屋山委員 「等」を入れると幾らでもね。

○堺屋委員 どうでしょう。

○岡村座長 屋山さんのご意見があったので、「府省の立場を超えて」というのをここで追加をさせていただいたので、なおさら明確になったのではないかという気はしております。

○屋山委員 そうですか。

○岡村座長 はい。

○堺屋委員 このまま実行されたら、かなりの大改革でしょうね。

○岡村座長 そうですね。

○田中委員 されたらではいけません。しなくちゃいけないんですね。

○高木委員 それ以外のところでよろしいですか。

○岡村座長 はい、どうぞ。

○高木委員 12ページの議論で、「総務省人事・恩給局」、ずっと消して「人事院の中央人事行政に関する部門等の関連する機能」と書いてあるんですが、これは機能というより組織、関連する組織とすべきではないか。「機能」を「組織」という言葉にかえるべき。これを見ると、機能だけ移して、あとの機関はそのまま残すとも読める。

○田中委員 恐らく「機能」は、私が言った意見を反映していると思いますが、3ページのところのAからFまでありますよね、(3)の②。こういうのを組織と言うのか機能と言うのかあれですけども、やはりここで書いてあるのは②のところは機能であろうと、AからFまで。だから、そういう機能を持つ組織を統合するという意味ですから、しかも肥大化しないということになると、今の政府はそれでも行革推進法で行革をやっているわけで、機能だけ持って行って組織と人を持っていかないということは、およそあり得ない。むしろそれ以上に持っていったらいいですよ、恐らく。だから、厳しく組織は変更していくんだろうと思います。そうしないと、高木さんおっしゃるように機能だけ持っていったら、そこの人は持っていかない、組織を持っていかないということはありません、私は思います。これは経験上の話ですけども。最近は甘くなっているかどうか、むしろ厳しくなっていると思いますが。

○高木委員 例示的に挙げるところも大分名前が消されている。私は去年から今年にかけ

て、駐留軍労働者の思いやり予算絡みの全駐労の交渉に関わり、つくづく思ったのは、雇用主である防衛省に団体交渉等の当事者能力がないということです。当事者能力は財務省主計局が持っている。そういう中で交渉をやっていて、防衛大臣でさえ手が出ない——と言ったら石破さんに失礼ですが。

○屋山委員 スト権はないんですか。駐留……。

○高木委員 スト権はありますよ。

○屋山委員 スト権あるでしょう。

○高木委員 そんなことだから、ストライキを2次にわたって行わざるをえなかった。

○堺屋委員 やはりここは「機能」でないと、「組織」というと、今の課長会議がそのままいくような印象がありますよね。

○岡村座長 肥大化の象徴みたいな感じがしますので。

○高木委員 規模のほうは肥大化しませんかね。

○岡村座長 と思いますけれどもね。

○高木委員 そんなご認識なら結構なんです。

○岡村座長 機能にあわせて効率化した組織をつくってもら、今の組織がそのままということになる……。

○田中委員 機能を切って、組織が残るということはあり得ない。

○高木委員 田中さんのその言葉を信じましょう。

○田中委員 ありがとうございます。

○佐々木委員 先ほどの政務スタッフのところの議論を蒸し返すつもりはないんですが、この「秘書官」という言葉が消えた。国家戦略スタッフ、政務スタッフという構造になりましたが、そうすると、秘書官はしかし今までどおりあるということになる。しかし、秘書官は、政務なんですか。政務秘書官になるんですか。それともこれは政務にならない秘書官もいるという、大臣や総理の周辺というのは。国家戦略スタッフばかりじゃないでしょうから。

○岡村座長 政府専門官はいますよね。

○佐々木委員 専門官はいます。だから、これはですから、政府専門官はいることはたしかだと。この秘書官というのは、ではこれほどこのカテゴリーに入るのか、別カテゴリーなのか。

○岡村座長 今の秘書官がですか。

○佐々木委員 そうそう。これはどういう理解なんでしょうか。ちょっと確認したいと思いました。

○堺屋委員 今の事務秘書官というのは「秘書官事務取扱」という形になっているんですよ。「秘書官」というポストがあって、そこへ来た人の、お役所の人は「秘書官事務取扱」という形になるんでしょうね。

○佐々木委員 そうすると、これは政務……



○堺屋委員 じゃない、事務取扱ですね。

○佐々木委員 事務取扱。

○堺屋委員 それで、政務秘書官というのは、大臣が勝手に、勝手にというか前歴にとらわれずに任命される人なんです。

○佐々木委員 秘書官事務取扱は、この前の議論から言うと政治との接点はないと、こういうことですか。こういうことでよろしいですか。

○堺屋委員 だから、大臣の許可がなければ。

○佐々木委員 許可がなければだめだと、そういう理解の中に入ると、そうですか。

○高木委員 2ページに、今回直した「国家公務員の人事管理について政府を代表して」、この「人事管理」という中には、当然労使関係というのは入っているわけですね、考え方として。

○田中委員 入るんでしょうね。

○高木委員 入るんですね。わかりました。

○田中委員 2ページが出たところで、内々に座長に申し上げたことがあって、字句を直していただき、ありがとうございます。

④のところに関係してですが、「国会議員との折衝は」とありますよね。この「折衝」、政務の担当、専門官というのは折衝という、ほかのパラグラフでの言葉だと「接触」で統一してあるはずなんですけれども。折衝よりも接触のほうが広いですよね。だから、「接触」に直していただいたらいかがかという気がします。そこだけ「折衝」と来るから、何か特別な行為のような感じがします。

○岡村座長 そのほかにこれに関する項目がありましたでしょうか。

○田中委員 ④「国会議員との折衝」はとあるでしょう。

○岡村座長 ええ、これはありますよね。

○田中委員 そこのところだけです。あとは接触で統一されているんですけれども。

○岡村座長 ほかの部分はどこかにありましたでしょうか。

○田中委員 いや、「折衝」はここだけじゃなかったですか。

○岡村座長 「折衝」はですよ。 「接触」という言葉を使っているところはどこかありましたか。

○堺屋委員 下のほうの……

○岡村座長 「厳格な接触ルールを」と書いてありますね。

○田中委員 「接触」で統一したんですよ。「折衝」をかえてくださいということです。「折衝」という言葉がおかしいんじゃないかということを上げているんです。

○岡村座長 上と下と違うということですね。

○田中委員 ずっと「接触」で来ておったんじゃないかと。

○岡村座長 これはご同意いただけますか。それでは、ある意味で用語統一の件ですね。

○田中委員 それから、細かいことを言ってあれですが、5ページの真ん中からちょっと

下に、③「幹部職員の倫理の評価に当っては、次のような基準で行う」とありますよね。Aから、例えば「国家国民への奉仕者としての自覚を持っているか」とかABCまではいんですが、「情報を秘匿し、または操作することに罪悪感を」と、情報を秘匿するというのは、秘匿すべき情報もあれば秘匿しなくてもいい情報もあるし、また情報の操作にもいろいろあって、情報を的確に操作することまで罪悪感を持つというふうに読める、これは非常におかしいので、もし書くなら、例えば「不当に」とか「不法に」とか「不当に情報を秘匿し」とか「または操作」というふうに直さないとおかしいのではないかなという気がします。

それから、ずっと通して読むといろいろ気になるところが出てくるんですが……。どこかに「10年再配置」がどうのこうのというところがありましたね。何ページだったかな。

○堺屋委員 6ページの上のほうの。

○田中委員 ④ですね。ここで……

○岡村座長 全員の再評価のところですか。

○田中委員 その④の最後の行、「人事当局の判断と使用者側の」、「使用者側」というのは、ここで初めて「使用者側」と出てくるんですよ。それで、前を読むと、「その後の配置は」でしょう。本人の志望というのはわかります。人事当局と、この人事当局は、内閣府人事庁の人事という、各省の人事当局、両方含むのか内閣だけなのか。そうすると、この「使用者側」とは何ですかと。使用者側、これは恐らく堺屋さんが当初お書きになったときは、各省の人事当局を指しておったんだと思いますから、もしここに「使用者側の需要」というよりも、「各府省の需要」と書かないと、突然出てくると、何だろうなと思われちゃうおそれがあるのではないかと。

ほかにいろいろありますが、もうこの期に及んですけれども、それからどこか、5) 国家戦略スタッフの上のほうに、②だったかな、3行目に「最高で事務次官レベルの処遇を可能とする」と、こう書いてありますよね。ここで何も「最高で」と言わなくても「事務次官レベルの処遇を可能とする」ということで全部含まれるわけですから、「最高で」という言葉は要らないのではないかというふうに、どうも本来、事務局が言う話でしょうけれども、事務局は口を出せないということがありますので、私があえて気がついたことを申し上げておきます。

○岡村座長 どうもありがとうございます。

きょうのご意見を踏まえて、後は私にご一任いただけますでしょうか。

○高木委員 座長、この懇談会では、基本法案というか、通常国会に出す法案に盛り込む内容を整理したという理解でいいですか。

○岡村座長 整理したというか……

○高木委員 その内容について議論をしたという認識でいいんですね。

○岡村座長 そういうことですね。

○高木委員 去年の4月の閣議決定を踏まえたものだという事ですね。

○岡村座長 あくまでも報告ですから。要するに、この法案の原案を書いたわけではないわけなので。この趣旨に沿って法案の準備をしてくださいという答申をするということですね。

○高木委員 この報告書に対しては、やはり幹部公務員改革という面がやはり強いというふうに、一般公務員の人たちはこの議論をいろいろなところで聞いたり見たりして思っているのではないのでしょうか。だから、座長のお立場として、記者会見等で、一般公務員のごことはどうなっているんだという意見もありましたぐらいのごことはやはり言っていただきたい。よろしくご理解をいただきたい。

○岡村座長 事務局から。

○株丹行政改革推進室次長 文章の修正は今ご議論があつて、座長が最終的にチェックをいただくということだと思うんですが、ちょっと非常にご議論があつて、事務局でちょっと見ておまして少しどうかと、わかりにくいところとありましたところが3カ所ございますので、その点だけ少しご確認をいただければと思います。

一つは、5ページの一番下のところで、大変ご議論があつたところ、総合職試験の採用者の関係でございます。先ほどのお話で、「総合職試験採用者で幹部候補育成課程に在籍する者も勤務状況によっては」、これは原文のままですと「課程への選抜から外れる」ということですが、趣旨からすると「課程から外れる」というようなこと、そういうご趣旨ということで理解してよろしいですね。

○岡村座長 そうですね。

○株丹行政改革推進室次長 では、「課程から外れる」と。

それから、議論は余りなかったように思うんですが、その次の部分は、これは復活といいましょうか、本人の意思による転換も当然あり得るとするのは、これはどちらに……。

○佐々木委員 これは別にあつてもいいんじゃないかな。

○株丹行政改革推進室次長 では、復活をします。

○岡村座長 そうですね。

○株丹行政改革推進室次長 あと、8ページの(2)の職業倫理の確立のところは、いずれにしても、③の「職務権限と責任の範囲を明確にする」の後に、ご趣旨として、責任の追求のあり方について現行の規定、これは国家賠償法ですとか国家公務員法ですとかという趣旨ということで、それを的確かつ厳正な運用を図るといふ、そういう書きぶりで最終的に座長のほうでというご趣旨だと。

それからもう1点だけ、12ページ、内閣人事庁の創設のところ。非常に単純な話で恐縮なんですけれども、①のところ、これは2つの文章があるんですが、前後をひっくり返すと。

○岡村座長 そういうことです。

○株丹行政改革推進室次長 単純に前後ひっくり返しますと、内閣人事庁(仮称)というのが、最初のほうに入っていますので、少なくともそこは整理をして、後はまず説明責任

の話があり、後でこれこれこういう内閣人事庁を設けるという文章ということによろしくうございますかという確認だけでございます。すみません。

○岡村座長 ありがとうございます。

昨年の7月以来12回にわたりまして、本当に熱心なご討議をいただいて、その間にいろいろなご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

一応、きょうのご指摘を最後に最終報告を纏めさせて頂きたいと思います。

○田中委員 座長、今、株丹さんの言っている最後のところ、その文章でいいのですかね。というのは、「設ける」というのは、後で来るんですよね。だから、政府を代表して国民の、内閣人事庁（仮称）を設けることとし、責任を負うと。こうしておいて、国务大臣を長とするものとするとか、そういうふうには書かないと、初めにやはり「置く」というふうには書かないと、おさまらないんじゃないか。はなから政府を代表して国民に対して説明責任を負うと、人事庁を置くと言いましないうで、それでいいのですかね。

○株丹行政改革推進室次長 文章としては整理をしたほうがよりよくなるのかもしれませんが、ご判断で……

○田中委員 それは座長と決めてください。そういう了解ならいいです。

○屋山委員 これは主文みたいにして、それから、その後に1、2とやったらどうですか。

○田中委員 座長にお任せします。結構です。すみません。

○岡村座長 いいえ、とんでもありません。

もちろん、完成しましたらお届けをいたしますけれども、福田総理大臣に手交するというセレモニーがございます。まだスケジュールは決まっていないのですね。それと同時並行になるかもしれませんが、この辺はご容赦をいただきたいと思います。

本当に長い間、ありがとうございました。

午前11時20分 閉会